

社会保険おきなわ

2026. 5 No.522

今月の記事

年金事務所からのお知らせ

4p - 5p 「算定基礎届の季節です」

10p 国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度のポイント」
国民年金に加入している20歳以上の学生の方が対象です

11p 令和8年度算定基礎届（定時決定）について

協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ

6p 令和8年度 健診のご案内

7p 健診後の行動が大切です！

沖縄県社会保険協会からのお知らせ

コラム 「AI時代の選択力と価値」 比嘉華奈江氏 2p - 3p

「職場の健康づくりをお手伝いします！」 8p

「健康づくりDVD貸出のご案内」 9p

社会保険Q&A「教えて城間先生!!」 12p

職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



一般財団法人 沖縄県社会保険協会

〒900-0031 沖縄県那覇市若狭1-3-2[タカダ若狭ビル501号]
TEL:098-861-2681 FAX:098-861-2682 e-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp

column

「AI時代の選択力と価値」

年末年始にベトナム旅行に行った。約25年ぶりのベトナムには、世界から旅行者が集まっていた。ホーチミン、街全体が世界遺産になっているランタンの街ホイアン、そして最後に少しだけ立ち寄ったダナン。それらの街を中心に1週間ほどの家族旅行だった。

目覚ましい変化を遂げていたのは、ダナン。記憶の中では自然溢れるイメージだったが、投資家達が投資をし、ホテルが立ち並び街は一変していた。これから先数年で、世界中の高級ホテルが建設されるといふことで、発展変化の最中にある空気を感じた。

海外旅行中も日本と同じように携帯を使うことが出来る。ベトナムではGrabと呼ばれるタクシーアプリが主流で、安価で乗れて便利のため、ついついドアtoドアで、頻繁に利用した。乗車前から行き先を指定しておくので、安心して目的地に辿り着くことができる。そしてカード情報を登録しておけば、アプリから支払いも完了するため、かなり便利になったし、安心だ。ただ、この便利さと引き換えに失ったものもあるのではないかと、寂しいような物足りないよ

うな気持ちになることもある。時には、Grabの運転手さんとは「ハロー」と「サンキュー」しか言葉を交わさないこともあった。

20代の頃、年に1〜2回はバックパックを背負って旅をしてきた。当時は海外に着いたら携帯も繋がらなくなるので『地球の歩き方』を片手に、現地の人々に聞かないと目的地に辿り着けないことも多々あった。今、思い返した時に「記憶に残っている思い出」というのは、偶発性の中にあつたように思う。困った時に話しかけた人との会話、偶然見つけた美味しいお店での出会い。「どこから来たの？」からスタートする会話の先に、ずっと忘れない心に残る言葉があつたりもする。

最近ホテルなど観光業界から、コミュニケーションやホスピタリティ研修の依頼が増えてきた。私の考えとしては、感じる力を高めておくことが何より重要だと考えている。ただ、時代の変化とともに、体験自体が様変わりしているため、簡単ではない。感度の磨き方や、自分の中にはない視点を自分に取り入れる方法、そんなことを研修の中で共に考えていくことも必要

なのかもしれないと思ひ、研修の設計と担当をしている。どんな仕事も同様に、意図を持って日常を振り返ったり、対話することが大切になる。

Grabの運転手さんと、「せっかくだから、会話をしよう」と自分が選択しなければ、その時間は、ただの便利な移動時間で終わる。移動時間と捉えるのか、現地の方とのコミュニケーションの時間と捉えるのか、良し悪しはないと思うが、選択によって、その先の体験が変わる。今回我が家は翻訳機を持って行った。そして、現地の方々と出来る限りコミュニケーションを取ってみた。翻訳機という発展のおかげで、心温まる会話もたくさんあった。意図を持って自分の言動を選択し、その先さらに選択肢を広げる時に、AIの力を活用できるといいなと思う。

ベトナム旅行の後半、夫が誕生日を迎えた。私は朝から「ケーキどうしよう」とずっと考え





実際のバースデーケーキ

ていた。滞在していたホテルにはカフェスペースがなかったので、街のカフェに夕食後に行くか、ケーキをテイクアウトするかで悩んでいた。夕方、一度ホテルに戻るまでに、カフェの目星をつけて戻った。ホテルに戻ったら、「明日はチェックアウトですね、空港までタクシーなど用意しますか」とスタッフの方が確認くださった。「明日の計画を確認してから、あとでまたお知らせしますね」と言っておエレベーターに乗ろうとしたその時、ロビーに大音量のハッピーバースデーの歌が流れた。なんとキッチンの扉から、ブルーと白のホールケーキを抱えたスタッフ数名が大きな声で歌いながら駆け寄ってきた。真正正銘のサプライズ。きつとチェックインの際にパスポートを見て、今日が誕生日と知り、数日前から計画してくれたに違いない。

夫はとても嬉しそうで、子供達も初めての経験にびっくりし、何より私の悩みが思わぬ感動と共に解決した。ホテルのスタッフの皆さんが、何時に帰ってくるかわからない私たちのためにケーキを作り、連携してタイミングを見て声をかけて、音楽を流し、歌ってくれ、お祝いくださった。その過程を想像するだけで胸がいっぱいになった。スタッフさんと一緒に写真を撮ってもらい、何度もお礼を伝えお部屋に戻った。すると、なんとベッドの上にも丁寧で美しい装飾。その光景にケーキを並べ再び家族写真を撮った。この旅の忘れられない思い出No.1になった。映画や演劇などを観た時、スポーツ観戦で涙する時、感動は人と人との間に流れるもの、温度感から生み出されるものなのではないか。感動は人生を豊かにしてくれると最近ますます痛感する。

賃金アップや価格転嫁が課題の今、企業や組織は価値を問われている。AIをどう活用して、その先にどんな世界観を生み出し創り上げたいのか。心からワクワクするビジョンを描く力と「感じる力」が人間には問われているのではないだろうか、組織づくりの支援を通して、真剣に考える年末年始から新年度であった。

プロフィール

比嘉 華奈江氏

株式会社Life is Love代表取締役
大分県出身、98年沖縄へ移住
14年間航空会社の客室乗務員として勤める
2012年株式会社Life is Love設立

株式会社ワーク・ライフバランス
上級認定コンサルタント

日本コミュニケーション能力認定協会
本部トレーナー / 上級トレーナー

著書

『上司に信頼される話し方部下を傷つけない話し方』
(ダイヤモンド社)



働き方改革・チームビルディングを柱とし、管理職研修やリーダー育成、女性活躍推進の研修をはじめ、組織の活性化コンサルティングをおこなう。クライアント企業様は医療業・不動産業・旅行業・製造販売業・IT通信業・建設業など多岐に渡る。企業支援数は500社以上、登壇回数は2000回を超える。



お知らせです /

季節です。 しょう。

算定基礎届とは？

健康保険・厚生年金保険では、被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額を決定しており、その届書を算定基礎届といいます。

算定基礎届は、保険料の計算など社会保険の基礎となる大切な届出ですので、正しく記載し、期限内に提出します。

7月

提出期間

7月1日(水)~7月10日(金)

同封の返信用封筒にて

郵送での提出先は

日本年金機構
福岡広域事務センターです。

〒812-8579

福岡県福岡市博多区
榎田1-2-55 AP榎田ビル

3

8月

決定通知書

標準報酬月額
決定通知書

日本年金機構本部から送られてきます。

各従業員に新しい標準報酬月額を
通知します。

4

9月

保険料の計算

新しい標準報酬月額に基づき、9月
分から保険料が計算されます。
(2026年は11月2日が納付期限)

変更がなければ
来年の8月まで
使用されます。

5

額算定基礎届
算定基礎届

支払基礎日数が、
17日以上月の
総計額

総計額を支払基礎
日数が17以上の
月数が割ります。

給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき

- 給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したことにより1ヶ月分の給与が支給されない場合
⇒1ヶ月分の給与が支給されない月（途中入社月）を除いた月を対象とします。

4月途中入社



《賃金台帳》 (単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月			
5月	20日	148,000	148,000
6月	30日	200,000	200,000
		合計	348,000

《記入例》

6月のみの報酬を
記入します。

項目	健康	国男	5-590619	令和8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
給与	200	200	R7	4												
基本給										348,000						
5月					20					148,000						
6月					31					200,000						
6月分																200,000

報酬月額=200,000円(6月分)

用紙はホームページから！ (日本年金機構ホームページ<https://www.nenkin.go.jp/>)

浦添 098-877-0343

コザ 098-933-2267

名護 0980-52-2522

平良 0980-72-3650

石垣 0980-82-9211

まもなく

算定基礎届の準備をしま

算定基礎届の流れ

6月

算定基礎届の送付

6月下旬に、算定基礎届が日本年金機構から送られてきます。

日本年金機構

➔

算定基礎届

被保険者の氏名、生年月日などが記載されています。

1

算定基礎届の作成

6月に給与を支払ったら算定基礎届に記載します。(4月、5月支払分は、事前に記載しておきます。)

下記の記載例参照

2

算定基礎届のチェックポイント

check point

- 対象者**

 - 7月1日現在の被保険者全員です。
 - 産休、育児休業、退職、欠勤中の被保険者も対象です。
 - ※2026年6月1日以降に被保険者になった方は対象外です。
- 対象月**

 - 4・5・6月に支給された報酬が対象です。
 - 1ヶ月の支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)未滿の月については、報酬月額に記載しますが、平均額の対象からは除きます。
- 報酬**

 - 基本給のほかに通勤手当や残業手当など支払われた全ての手当を含みます。
 - ただし、遡及支払いや臨時的な支払は除いて修正します。
 - 臨時的な支払は賞与に該当する場合があります。→賞与の届出が必要です。
- 2等級以上変動がある人**

 - 7月または8月から月額変更に応ずる方は、「備考」欄に「○月改定」と記載します。「月額変更届」を別に提出します。
- 資格喪失者**

 - すでに資格喪失している方は、「備考」欄に「0000年○月○日喪失」と記載します。
 - 喪失届の提出もれがないか確認をお願いします。

記載例

- 支払基礎日数**

月給制の場合

暦の日数

例) 給与が翌月払いで3月分の給与を4月に支払った場合、4月の支払基礎日数は31日となります。
- 日給制・時給制の場合**

出勤日数
- 1ヶ月の支給総額を記入。

※手当等も含めて記入します。

お問い合わせ先は、各年金事務所の適用調査(徴収)課です。(自動音声案内3番→2番) **那覇 098-855-1111**

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです／

令和8年度 健診のご案内

協会けんぽに加入する従業員とご家族は、健診費用の一部補助が受けられます。年に一度は健診を受けましょう。



被保険者（ご本人）様向け 生活習慣病予防健診

令和8年4月から、生活習慣病予防健診がさらに充実しました！

- 1 35歳以上の方は人間ドック健診に最高25,000円を補助します
- 2 35歳以上の方に加え、20、25、30歳の方も生活習慣病予防健診の対象になりました
- 3 生活習慣病予防健診を受診される40歳以上の女性に骨粗しょう症検診を開始しました

健診の種類	検査内容	対象者	自己負担額
一般健診	血液検査や尿検査などの一般的な検査に、胃、大腸、肺のがん検診を加えた健診	35歳～74歳の方	最高 5,500円
子宮頸がん検診 (単独受診)	子宮の入り口（子宮頸部）の細胞を調べる検診	20歳～38歳の 偶数年齢の女性の方	最高 990円
NEW 一般健診(若年)	一般健診から胃・大腸の検査を省略した、若年者用の健診	20歳、25歳、30歳の方	最高 2,500円
NEW 節目健診	一般健診の検査項目に詳しい検査などを加えた、5年に1度受診できる詳細な健診	40歳、45歳、50歳、55歳 60歳、65歳、70歳の方	最高 8,280円

プラス
+

一般健診・節目健診に追加できる健診

NEW 骨粗しょう症検診	問診や骨の中にあるカルシウム、マグネシウム等の成分量を測定する検診	40歳～70歳の 偶数年齢の女性の方	最高 1,390円
乳がん検診	乳房のエックス線撮影（マンモグラフィ）による検診	40歳～74歳の 偶数年齢の女性の方	50～74歳 最高 980円 40～48歳 最高1,700円
子宮頸がん検診	子宮の入り口（子宮頸部）の細胞を調べる検診	36歳～74歳の 偶数年齢の女性の方	最高 990円
肝炎ウイルス検査	血液検査でB型肝炎とC型肝炎の感染の有無を調べる検査	過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高 540円

健診の種類	検査内容	対象者
NEW 人間ドック健診	一般健診の検査項目に血液の詳しい検査などを加えた、より詳しく体の状態を調べることができる、検査項目が1番多い健診	35歳～74歳の方

1人あたり
最高 25,000円
を補助

●受診方法：生活習慣病予防健診を実施している健診機関に直接予約をします。受診の際には「マイナ保険証等」もお忘れなく。

被扶養者（ご家族）様向け 特定健診



検査内容	対象者	自己負担額
診察等問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査	40歳～70歳の方	最高 850円

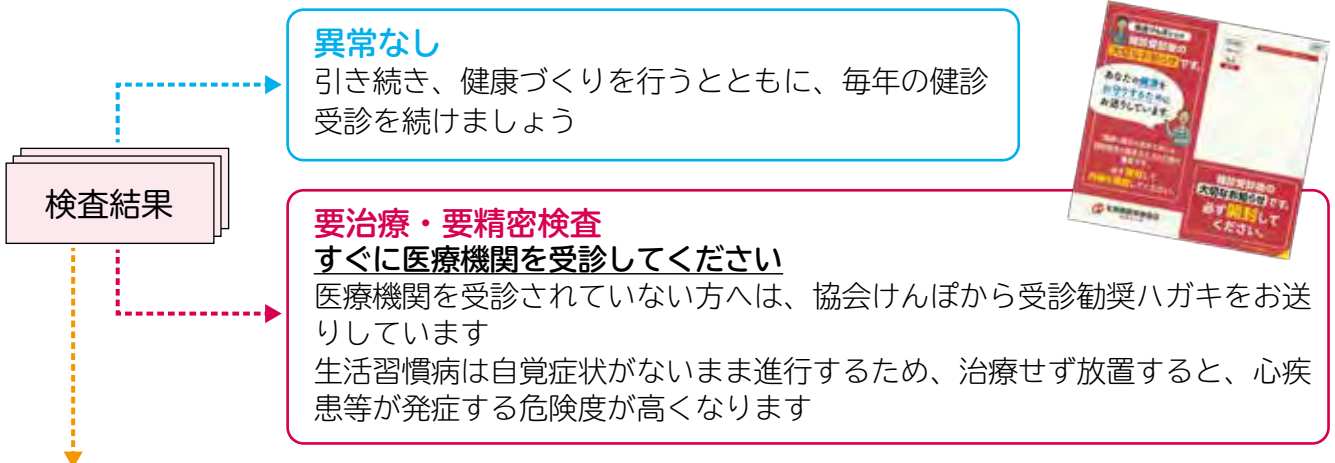
●受診方法：特定健診を実施している機関に直接予約をします。受診の際には「受診券」と「マイナ保険証」をお忘れなく。

上記の健診は、加入期間中のみ受診することができます。資格喪失（退職、扶養解除等）後に受診した場合、協会けんぽが補助した金額を後日返納していただくこととなりますのでご注意ください。

\ 協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです /

健診後の行動が大切です！

健診を受けた後は、必ず健診結果を確認し、医療機関への受診が必要な方は早期受診を、生活習慣の改善が必要な方は無料の健康サポート（特定保健指導）をご利用ください。健康サポートは健診当日に健診機関で受けることをお勧めします。



生活習慣の改善が必要

特定保健指導（無料の健康サポート）を利用しましょう

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方は、特定保健指導を利用して生活習慣を改善しましょう。健康管理のプロである保健師・管理栄養士によるサポートを無料で行っています

受け方は3種類

おすすめ

① 健診当日に健診機関で受ける

健診から特定保健指導までトータルで受けられる健診機関があります。実施可能な健診機関は、生活習慣病予防健診実施機関一覧の「特定保健指導」の欄をご参照ください。

② WEB面談

スマホ・タブレット端末等によるWEB面談も可能です。



③ 事業所での面談

保健師・管理栄養士が事業所にお伺いします。



各種申請がオンラインでもっと手軽に

令和8年1月13日より、協会けんぽの各種申請について、電子申請が可能になりました！
電子申請で郵送の手間・時間・費用を削減！ 電子申請のご利用は協会けんぽホームページまたは「けんぽアプリ」から！ ※ご利用にはマイナンバーカードの取得とマイナポータルアプリのインストールが必要です。



医療を受けるならマイナ保険証で♪ マイナ保険証の4つのメリット

- 過去の受診情報を踏まえた医療
- 確定申告の医療費控除申請もカンタン
- 手続きなしで高額な窓口負担が不要
- 救急時、適切な応急処置・病院選定に活用



「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ 全国健康保険協会 沖縄支部
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

沖縄支部
ホームページ



けんぽアプリ



LINE
友だち募集



●各種申請は電子申請または郵送でお手続きできます。

●申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

☎098-951-2211(代表)

受付時間/8:30~17:15(土日祝日・年末年始除く)

沖縄県社会保険協会 会員限定

職場の健康づくりをお手伝いします!

～沖縄県社会保険協会では、
職場で働く皆さまの健康管理・保持・増進など、
健康づくりの支援事業を行っています～

◇健康づくり講師の派遣◇

職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、保健・栄養・運動など、それぞれの専門講師が、あなたの職場に伺います。
職場内で健康づくりをお考えの方、この機会に是非ご利用ください!

【講演内容：例】

保健師 ・生活習慣病の予防講習 ・健康相談 (血圧・体脂肪等測定) など	管理栄養士 ・食事と健康 ・ヘルシー献立の立て方 (食事ダイエット法) など	健康運動指導士 ・健康体操 (腰痛・肩こり予防) ・すぐ出来るストレッチ ・運動に関する講話 など	その他専門家 ・セクハラ、パワハラ ・メンタルヘルス ・コミュニケーション ・アンダーマネジメント など
--	--	--	---

- ◆講師の派遣費用は**無料**です。(講師の確保・調整のため1ヶ月前までにお申し込みください。)
- ◆講習の時間は1～2時間程度です。 ◆受講者は、20名様以上でお願いします。
- ◆申込方法は、下記「申込書」によりFAXまたはEメールでお申込み下さい。
- ◆多くの会員の方にご利用頂くため、年度で1回のお申込をお願いします。
- ※zoomなどのオンラインを利用した講習も可能ですので、お気軽にご相談ください。

「職場の健康づくり」講師派遣申込書

FAX : 098-861-2682 または
E-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp




所在地	〒 ー		
事業所名	(担当者氏名)		
電話番号	(E-mail) 又はFAX)		
実施希望年月日	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分 ~ 時 分
受講者予定数	男性 名	女性 名	合計 名
実施場所	会場名 住所 (講師用駐車場: <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し)		
希望講師	※希望の講師に <input checked="" type="checkbox"/> 印をお願いします。 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 健康運動指導士 <input type="checkbox"/> その他専門家 ()		
希望講習内容	※具体的な講習内容については、講師と打合わせしていただきます。		

※実施終了後は、実施報告書の提出をお願いします。フォームは任意の様式でも構いません。
報告書：沖縄県社会保険協会HP>事業案内>健康づくり事業>健康づくり講師の派遣の④に掲載

健康づくりDVD貸出のご案内

社会保険協会では、健康づくりに関するDVDを**無料**で貸出しております。職場の皆さまの健康づくりにぜひご活用ください。

01 2025年度 健康づくりDVD貸出ランキング

順位	タイトル/No.	主な内容	時間
第1位	職場のハラスメント基礎講座 ～セクハラ・パワハラ・マタハラ～ (No.35)	セクハラ、パワハラ、マタハラの3つの基礎が1枚にまとめられたDVD。新人研修や時間の取りにくい管理職層の復習にも使える内容です。 	32分
第2位	元気な職場をつくるメンタルヘルス ストレス1日決算主義のセルフケア (No.29) 	セルフケアで重要なのは、その日のストレスをその日のうちに解消をしていくことです。毎日のストレスを「1日決算」をするための工夫や考え方を紹介しています。	20分
第3位	ちょちょいのちょいトレ4.0 ストレッチ&筋トレ生活習慣化の すすめ! (No.39)	通常メニューの他に、タオルを使用したストレッチ&筋トレも紹介しています。タオル運動は、運動不足のかたでも始めやすく、運動効果とからだの安定感が向上します。 	67分

02 DVDをご利用いただいた事業所さまの声



職場への講師派遣の利用に続き、この度はDVDを利用させていただきました。DVDの内容 (No.35) がとても良いということで反響が大きかったです。これからも職員にとって有意義な研修・会議を開催したいと考えております。ありがとうございました。

社内の研修に際して、健康づくりDVD (メンタルヘルス関連) を活用させていただきました。有意義な研修会を行うことができたこと職員ともども喜んでおります。これを機にさらに健康づくりに励み、明るく元気な職場づくりを心掛けていきたいです。



健康づくりDVDの利用について

- ※会員事業所様は何回でも**無料**でご利用できます。
- ※1回の貸出は最大4枚まで、貸出期間は概ね1週間です。
- ※研修会使用を目的として事前視聴後に再度レンタルすることも可能です。

詳しくはこちら→



健康づくりDVD借用申込書

FAX 098-861-2682
E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

1.借用DVD

申込日： 年 月 日

番号	タイトル

番号	タイトル

2.借用の期間

年 月 日 ~ 年 月 日 ※1週間程度の借用をお願いします。

3.視聴者

人数 (予定) 名

4.借用者

事業所名

所在地 〒

ご利用方法

電話番号 () - 担当者名

- 1.上記の申込書をFAXまたはE-mailでお申込 2.協会からDVDを郵送 3.ご使用後は同封のレターパックに入れてポスト投函

年金事務所からのお知らせです

■ 国民年金に加入している20歳以上の学生の方へ



国民年金保険料の納付が猶予される 学生納付特例制度のポイント



1 学生納付特例制度はどんな制度？

● 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・ 老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・ 病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

● 対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校*に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

*学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

<前年所得のめやす> 128万円 + 扶養親族等の数×38万円 で計算した額以下



2 手続きはどうするの？

● 申請の流れ

1 申請書の入手

申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

2 申請書の記入

記入例を参考に申請書にご記入ください。

3 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

4 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

- (1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。
- (2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。



3 承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？

● 将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますただし、年金額には反映されません

「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。その他、詳細は年金事務所または日本年金機構のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先は

各年金事務所の国民年金課
(自動音声案内2番→2番)

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

\年金事務所からのお知らせです/

令和8年度算定基礎届(定時決定)について

算定基礎届の提出について

(1) 提出期間等

提出期間：7月1日(水)から7月10日(金)まで

(2) ご提出いただくもの

① 「届出用紙」で提出する場合

ア 被保険者報酬月額算定基礎届(70歳以上被用者算定基礎届)

《該当する方がいる場合は、次の届書も必要になります。》

イ 被保険者報酬月額変更届(70歳以上被用者月額変更届)【7月改定者】

- ご不明な点がありましたら、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご確認ください。

② 「電子申請」で提出する場合

ア 被保険者報酬月額算定基礎届(70歳以上被用者算定基礎届)

<CSV ファイル添付方式>

《該当する方がいる場合は、次の届書も必要になります。》

イ 被保険者報酬月額変更届(70歳以上被用者月額変更届)【7月改定者】

- 電子申請の詳細については、日本年金機構ホームページのほか電子政府の総合窓口e-Gov[イーガブ](<https://www.e-gov.go.jp/>)をご確認ください。
- 電子申請による届出について、届出用紙での提出の場合と一部入力方法が異なります。ご不明な点がありましたら、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>)をご確認ください。

③ 「電子申請」をご利用する場合

日本年金機構のホームページに、メリットや申請方法をわかりやすく解説した動画や具体的な操作手順を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。

<日本年金機構ホームページ>

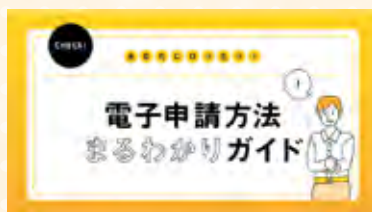


日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

動画 >>



ガイドブック >>

電子申請を
ご利用ください!

Step 1 「GビズID」または「電子証明書」を用意します。

<GビズID>

GビズIDは無料で取得できます。
詳しくはGビズIDのホームページを
ご確認ください。



GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

<電子証明書>

利用可能な電子証明書は
日本年金機構ホームページを
ご確認ください。

社会保険



「教えて城間先生!!」

Vol.33

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、残業した場合の割増賃金についてです



Q

従業員が遅刻または午前半日年休を取得して残業した場合、割増賃金の支払いをしなければならないのでしょうか？

A

労基法の労働時間規制は実労働時間主義をとっており、割増賃金支払義務も、この実労働時間主義によっています。したがって質問の事例いずれの場合も、その日、その週における実際の労働時間が法定の労働時間を超えない限り、労基法上の時間外労働に対する割増賃金の支払い義務は生じません。



城間先生

Q

わかりました。遅刻の場合は割増賃金の支払いはしなくてもいいということですね。

A

はい。実労働時間が遅刻によって少なくなり、終業時間外の勤務の時間を合計しても所定労働時間内である場合は、一般には割増賃金の対象とされません。

Q

午前半日年休後の残業についても同様に考えていいですね

A

はい、午前半日年休を取得した人が所定終業時刻を超えて勤務した場合も、労働法第37条の割増賃金の支払い義務は、あくまでその日（その週等）の実労働時間が法定労働時間を超えた場合に生じます。そのため法定の割増賃金支払い義務の有無判断においては、理由の如何を問わず実際に就業していない時間は、実労働時間として評価する必要はないと考えられます。

ちなみに、年次有給休暇を取得した日の賃金について通常の賃金を支払うこととしている場合、その日は通常の労働をしたものとして扱えば足りるとされます。しかしそれはあくまで休暇利用により勤務しなかった時間の賃金の扱いについて述べたものであり、割増賃金の支払い義務については労基法37条によると考えます。

【参考】

使用者は、労働者に、時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合、法令で定める割増率以上の率で算定した割増賃金を支払わなければなりません（労基法第37条）。

種類	支払う条件	割増率
時間外労働	法定時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	2割5分以上（1か月60時間を超える時間外労働については5割以上※中小企業は、2023年4月1日から適用）
休日労働	法定休日（週1日）に労働させたとき	3割5分以上
深夜労働	22時から5時までの間に労働させたとき	2割5分以上

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

5月：1日（金）・8日（金）・15日（金）・22日（金）・29日（金）

6月：5日（金）・12日（金）・19日（金）・26日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

